

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
高知県高性能林業機械等緊急整備事業事務取扱要領 第 1 ～ 8 「略」 附 則 1 この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。 2 この要領は、令和 8 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第 5 及び第 6 の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要領は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。 附 則 この要領は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。	高知県高性能林業機械等緊急整備事業事務取扱要領 第 1 ～ 8 「略」 附 則 1 この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。 2 この要領は、令和 7 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第 5 及び第 6 の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要領は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。